

子育て世代を対象とした魚食普及業務仕様書

1 委託業務の名称

子育て世代を対象とした魚食普及業務

2 契約期間

契約日から平成30年3月26日（月）

3 業務目的

宮城県では、県産のおいしい水産物を、知ってもらい、食べてもらうために毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、多方面で水産物の消費・需要拡大や魚食普及等に努めている。

本業務では、子どもが小さな頃から水産物を食べる習慣を身につけ、将来に渡って継続した消費を生み出すことを目的として、低年齢層の子どもを持つ親向けの料理教室を実施するもの。また、料理教室においては、参加者が子どもと魚食を通じたコミュニケーションが取れるよう、調理方法に加え、宮城の水産物に関する知識を習得するための講義を併せて行うもの。

4 業務の内容

(1) 料理教室の実施

低年齢層の子どもを持つ親を対象とし、宮城県産水産物を使った料理教室を実施するもの。実際に調理を行い、水産物の調理法や座学を学べる場とする。

イ 実施回数：5回程度

ロ 実施場所：仙台市内を中心とした宮城県内

ハ 対 象：低年齢層の子どもを持つ親を対象

ニ 参加人数：1回あたり20名程度

ホ 食 材：参加人数分の食材を発注者と事前に協議し、準備すること。

へ 講 師：発注者で調整するものとし、報償費・交通費等、講師に係る費用は不要

ト 管理運営：人数、会場、食材、調味料、その他実施に必要な資材等の調整を行い、料理教室当日までの管理運営をすること。

ハ その他：料理教室参加者からの参加費の徴収は行わないこと。

(2) 広報の実施

低年齢層の子どもを持つ親を対象とし、情報誌等で広く周知を行うもの。

イ 実施回数：3回以上

ロ 範 囲：仙台市内を中心とした宮城県内

(3) 相乗効果が期待できる独自の提案

(1), (2) の提案に加え, 予算の範囲内で本料理教室の認知度向上や県産水産物の消費拡大に効果が期待できる独自の提案を行うこと。(複数の企画を提案することも可とする。)

○提案例

- ・新聞広告, ラジオ, チラシ等での追加情報発信
- ・県産水産物や水産の日に関する認知度アンケートの実施
- ・協議の上, 実施内容の詳細を検討することとする。

5 包括的事項

- (1) 受注者は, 業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は, 受注者において入手するほか, 必要に応じて発注者が随時貸与する。また, 予算の範囲内において取材も可とする。なお, 発注者が貸与した資料等の複製, 複写の可否, 返却等については, 発注者の指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施にあたって, 情報誌等の作成は発注者と事前に協議すること。
- (4) 業務体制
 - イ あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。
 - ロ 専任のスタッフ(ディレクター等)を確保すること。
- (5) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし, 発注者は, 当該各種素材画像等を, 自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は, 当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し, 宮城県農林水産部水産業振興課に2部納品すること。
- (6) 本業務において制作した各種素材画像等について, 発注者に対し受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受注者は, 本業務において制作した各種素材画像等について, いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し, 第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (8) 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し, 業務完了報告書に添付して提出すること。
- (9) 成果指標を1つ以上提示し, その成果状況を上の「業務実施結果報告書」に記載すること。

6 その他

企画提案書で提案のあった内容を遵守し, 仕様書の仕様変更及び本仕様書以外の必要事項がある場合には, 発注者と受注者が協議して定めるものとする。